

① 法人名称 :	社会福祉法人希望の家
② 事業所名称 :	地域活動支援センターひなた「陽」
③ 作成担当者職・氏名 :	管理者 藤安 智
④ 作成年月日 :	令和7年9月1日
⑤ 連絡先 :	0797-26-8400

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	関係書類
	基本方針			
	利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創造的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う。	(適) <input checked="" type="radio"/> 否 ・該当無し	作業や講座、集団行動を学ぶため、外出行事などを実施している	
	利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努める。	(適) <input checked="" type="radio"/> 否 ・該当無し		
	地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行なう者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努める。	(適) <input checked="" type="radio"/> 否 ・該当無し	必要に応じて、市や医療とのケースミーティングを実施し受入に努めている	
	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。	(適) <input checked="" type="radio"/> 否 ・該当無し	定期的に研修を受講している	
	利用者が学齢を超えた在宅の障害者で、かつ、地域において就労の機会が得難い者である。	(適) <input checked="" type="radio"/> 否 ・該当無し		
	原則として、開設日数が週5日以上である。	(適) <input checked="" type="radio"/> 否 ・該当無し		
	原則として、開設時間が1日あたり6時間以上である。	(適) <input checked="" type="radio"/> 否 ・該当無し		

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	関係書類
人員に関する基準				
職業指導員 及び生活支援員	職員の員数は、施設長1、指導員2以上とする。 常勤換算で2名以上とし、内1名は専任者とする。	(適) · 否 · 該当無し		
	施設長は、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができる。	(適) · 否 · 該当無し		
	施設長は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、事業所を適切に運営する能力を有する者である。	(適) · 否 · 該当無し		
利用人員	1日当たりの実利用人員は概ね10名以上とする。	(適) · 否 · 該当無し	算定対象者は概ね10名となっている	
職務の専従	従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	(適) · 否 · 該当無し		
設備に関する基準				
	利用者の保健衛生及び安全確保の為、必要最低限の医薬品を常備している	(適) · 否 · 該当無し		
	手洗い設備を有する便所を設置している	(適) · 否 · 該当無し		
	1年に1回以上、従業者に対し定期的な健康診断を受診させている	(適) · 否 · 該当無し		
	消火器等の消化用具を常備している	(適) · 否 · 該当無し		

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	関係書類
運営に関する基準				
内容及び手続きの説明及び同意	利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運利用申込者のサービスの選択に資すると認められる文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ている。	(適)・否 ・該当無し	事業所で作成した契約書を取り交わしている	
契約支給量の報告等	市はセンターを設置し障害者にサービスを提供する者に対し、その経費の一部を補助するため、予算の範囲内において補助金を交付する。 補助金の交付申請の時期及び様式は、別に市長が定めるものとし、補助金の変更交付申請についても同様とする。	(適)・否 ・該当無し		
	市長が指定する補助事業実績報告書を提出する期日は、補助金等の交付の決定に関わる市の会計年度終了後30日以内とする。	(適)・否 ・該当無し	各市の期日に合わせて提出している	
	実績報告書により報告した補助金の実績額が既に交付した当該年度の補助金交付額を下回る場合、その差額を市長が指示する期限までに返還する。	(適)・否 ・該当無し		
連絡調整に対する協力	事業者は、支援の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	(適)・否 ・該当無し	要請に応じて、ケース会議等に出席している。利用者の特性に応じての対応を調整している	
心身の状況等の把握	事業者は、支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	(適)・否 ・該当無し	関係機関と情報共有を行っている	
生産活動	地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努める。	(適)・否 ・該当無し		
	生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮する。	(適)・否 ・該当無し	ノルマは設けておらず、各利用者の希望個数を提供している	
利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	事業者が利用者等に対して金銭の支払いを求める能够性があるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限る。	(適)・否 ・該当無し	外出行事(入館料や交通費)や、施設内行事、材料費の必要な講座(手芸等)の際に支払を求めている	
	前項の規定により、金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に對し説明を行い、その同意を得る。	(適)・否 ・該当無し	予定表の作成や掲示物、月初のミーティングで周知している	
工賃の支払	生産活動に従事している者に、生産活動に関わる事業の収入から生産活動に関わる事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。	(適)・否 ・該当無し	完全出来高制	

主眼事項	着眼点	適・否 ・該当無し	現状・問題点	関係書類
定員の遵守	利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。	(適)・否 ・該当無し		
衛生管理等	利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	(適)・否 ・該当無し		
	事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。	(適)・否 ・該当無し	新型肺炎感染防止の為、入室時の手指消毒、マスク着用、席の間隔を取る等、密にならないよう努めている	
緊急時の対応	従業者は、現に支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	(適)・否 ・該当無し		
管理者の責務	(1)事業所の管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	(適)・否 ・該当無し		
	(2)事業所の管理者は、事業所の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	(適)・否 ・該当無し		
運営規程	事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員 ④ 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類 及びその額 ⑤ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項	(適)・否 ・該当無し		
勤務体制の確保等	事業者は、利用者に対し、適切な支援を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。	(適)・否 ・該当無し		

主眼事項	着眼点	適・否 ・該当無し	現状・問題点	関係書類
非常災害対策【独自基準】	事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しているか。	(適) ・該当無し	職員室に掲示している	
	事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。	(適) ・該当無し	各職員に周知している	
	事業者は、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行う。	(適) ・該当無し	避難場所(近隣の公園等)の確認を行った。長期間通所されていない利用者に対しては、来所時に随時していくこととする	
秘密保持等	(1)事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。	(適) ・該当無し		
	(2)事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じている。	(適) ・該当無し		
情報の提供等	(1)事業者は、サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	(適) ・該当無し		
	(2)事業者は、当該事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	(適) ・該当無し		
苦情解決	(1)事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じている。	(適) ・該当無し		
	(2)事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	(適) ・該当無し		
	(3)事業者は、その提供したサービスに関し、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。	(適) ・該当無し		
	(4)事業者は、都道府県または市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県又は市町村に報告する。	(適) ・該当無し		
	(5)事業者は、運営適正会員が規程により行う調査又はあっせんに、できるかぎり協力する。	(適) ・該当無し		

主眼事項	着眼点	適・否 ・該当無し	現状・問題点	関係書類
事故発生時の対応	(1)事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	(適)・否 ・該当無し		
	(2)事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	(適)・否 ・該当無し	事故は発生していないが、日々、日誌やケースの入力を行っている	
	(3)事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	(適)・否 ・該当無し		
サービス提供の記録	事業者は、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録する。	(適)・否 ・該当無し		
規模	事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものである。	(適)・否 ・該当無し		
記録の整備	(1)事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	(適)・否 ・該当無し		
	(2)事業者は、利用者に対する指定就労移行支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を 整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。 ① サービスの提供の記録 ② 苦情の内容等の記録 ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(適)・否 ・該当無し		
設備の基準	事業者は、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であった、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。	(適)・否 ・該当無し		
	1. 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備える。  2. 便所 利用者の特性に応じたものである。	(適)・否 ・該当無し		

(参照法令等) 宝塚市地域活動支援センター等事業実施及び補助金交付要綱

#### 地域活動支援センター基礎的事業実施要項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準